

補助金等見直しチェックシート

(1) 補助内容

| | | | | | |
|-----------------|--|---|--|---------------------------------------|--|
| 番号 | 1 | 所管 | 計画調整局開発調整部民間開発促進担当 | | |
| 名称 | 大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金 | | | | |
| 交付先 | 株式会社湊町開発センター | | | | |
| 交付目的 | 大阪シティエアターミナル内に設置された公的施設(特に非収益性・低収益性を有する「バスターミナル」、「世界旅の情報ステーション」及び「公共通路」)の管理運営に係る経費に関し補助金を交付することで、OCATの公的機能を維持することを目的とする。また、大阪シティエアターミナルを運営する株式会社湊町開発センターは特定調停が成立した会社であり、会社の再建計画においては、本公的施設管理運営補助金(5.6億円)の30年間継続が前提となっている。 | | | | |
| 事業の概要 | 対象者: 株式会社湊町開発センター 補助対象の範囲: 「バスターミナル」、「世界旅の情報ステーション」及び「公共通路」の管理運営費 「バスターミナル」、「世界旅の情報ステーション」及び「公共通路」の公共機能維持に係る経費 上限額: 当該年度の予算の範囲内 | | | | |
| 積算根拠 (前年度実績) | ①公的施設管理運営経費 447,698千円 バスターミナル: 293,188千円 世界旅の情報ステーション: 41,308千円 公共通路: 113,202千円 ②公共機能の維持に係る経費 280,000千円 バスターミナル: 164,775千円 世界旅の情報ステーション: 1,502千円 公共通路: 113,723千円 ③バスターミナル収益 187,795千円 積算: (①-③)+② = 539,903千円 | | | | |
| 事業開始年度 | 平成10年度 | | 交付方法 | 通常払 | |
| 根拠規定等 | 法律 <input type="checkbox"/> | 条例 <input type="checkbox"/> | 規則 <input type="checkbox"/> | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/> | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 法律・条例の名称 | | | | | |
| 補助率(%) (前年度実績) | 100% (上限予算額) (収支差補助) | (約74%)=補助金額(539,903千円)÷補助対象額(727,698千円)×100 | | | |
| 他の公的補助の有無 | 国 <input type="checkbox"/> | 府 <input type="checkbox"/> | 本市のみ <input checked="" type="checkbox"/> | | |
| 交付先の分類 | 外郭団体等のうち監理団体 | | | | |
| 性質別分類 | 施設運営費補助 | | | | |
| 公募 | 有(提案型) <input type="checkbox"/> | 有(対象を募集) <input type="checkbox"/> | | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | |
| 市民の参画 | 有 <input type="checkbox"/> | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | | | |

(2) 直近の見直し状況

| | |
|--------|----------------------------------|
| 見直した時期 | 平成16年4月1日 |
| 内容 | ・補助対象を公共施設の維持管理経費と公共機能維持に係る経費に変更 |

(3) ガイドライン項目の遵守状況

| 「補助金等のあり方に関するガイドライン」記載項目 | 不適 | その理由と今後の対応について |
|--|-------------------------------------|--|
| 1 (団体運営費補助、施設運営費補助、市独自のその他事業費補助について) 補助率は補助対象経費の1/2以下である | <input checked="" type="checkbox"/> | 本補助金(5.6億円)の30年間継続が前提となった再建計画をもとに特定調停が成立しており、会社の自立的経営が実現するまで、低収益・非収益である公的施設の管理運営費を負担する必要がある。 |
| 2 委託や直接執行などへ切り替える必要はなく、補助金等としての支出が適している | <input type="checkbox"/> | |
| 3 (団体運営費補助、施設運営費補助について) 団体(施設)としての収入確保および効率的な運営への努力が十分なされている | <input checked="" type="checkbox"/> | 補助対象施設は低収益性・非収益性を有しており収入確保が困難である。しかしながら、より高い収益を確保するため、バス運行会社に対する積極的な営業や、運行状況案内盤等を整備・充実し利便性向上を図るなどの努力がなされている。 |
| 4 交付先を決定するために、公募制を導入している | <input checked="" type="checkbox"/> | OCATビルは、バスターミナル・世界旅の情報ステーション及び公共通路などの施設があり、公共施策に資する役割を果たしている。これらの施設の運営を担う湊町開発センターを交付先としている。 |
| 5 団体が行う同一事業に対し、他の所管局と別々に補助していない | <input type="checkbox"/> | |
| 6 繰越金の有無など交付団体の財務状況からみて、補助は適当である | <input checked="" type="checkbox"/> | 会社の財務状況では、平成18年度の純利益312,939千円、平成18年度末時点の繰越利益剰余金661,801千円となっており、収益確保のための努力やコスト削減などにより再建計画を上回るペースで経営再建が進んでいるものの、地域内でのテナント事業や都市間バスの競争激化、固定金利の見直しなど、決して楽観できる状況ではない。低収益・非収益である公的施設の管理運営費を本市が負担しなければ経営が成り立たない状況であるため、会社の自立的再建が実現するまで継続する必要がある。 |
| 7 交付先に対し直接補助を行っている(再補助を行っていない) | | |

(4) 補助効果の検証

| | |
|--------|---|
| 効果測定方法 | バスターミナルの増便数、乗降客の増数 |
| 達成状況 | バスターミナル増便数 2,067便（平成17年度 115,420便 ⇒ 平成18年度 117,487便） バスターミナル乗降客の増数 3,888人（平成17年度 113,599人 ⇒ 平成18年度 117,487人） |



| 効果の評価 | 理由 |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 十分効果をあげている <input type="checkbox"/> 一定の効果をあげている <input type="checkbox"/> 効果に疑問がある <input type="checkbox"/> その他 | バスターミナルについては、平成18年度は前年度に比べ2,067便の増便及び3,888人の乗降客増となっており、十分効果をあげている。 |

(5) ガイドラインにおける基本的視点の再チェック

| 基本的視点 | | 適 | 不適 | 説明 |
|-------|---|-------------------------------------|--------------------------|---|
| 1 | 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | OCATビル内には、バスターミナル・世界旅の情報ステーション及び公共通路などの公共施設がある。特に、バスターミナルは都市計画法に基づく都市計画施設であり、極めて公共性が高い施設である。低収益施設であるバスターミナルと非収益施設である世界旅の情報ステーション・公共通路を民間企業で適正に管理運営するにあたり、当該補助金が必要である。 |
| 2 | 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 本補助金(5.6億円)の30年間継続が前提となった再建計画をもとに特定調停が成立しており、会社の自立的経営が実現するまで、低収益施設であるバスターミナルと非収益施設である世界旅の情報ステーション・公共通路の管理運営費を負担する必要がある。 |
| 3 | 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 本市による支援策として、補助金交付という手法をとっており、本補助金の継続を前提とした再建計画を元に特定調停が成立し、平成16年度に債務超過を解消することができた。 |
| 4 | 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | OCATビル内には、バスターミナル・世界旅の情報ステーション及び公共通路などの公共施設がある。特にバスターミナルは都市計画法に基づく都市計画施設であり、極めて公共性が高い施設である。補助金の交付先である湊町開発センターは、このように公共性の高い施設の運営主体であるとともに、本補助金の継続を前提とした再建計画を元に特定調停が成立し、現在経営再建中であるため、交付先として適正である。 |

(6) 今後の方向性

| | | | | | |
|-------------------------------------|------------|---|--------|-------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 現行のまま補助を継続 | → | 見直しの内容 | | |
| <input type="checkbox"/> | 見直したうえで継続 | | 見直しの時期 | | |
| <input type="checkbox"/> | 廃止する | | → | 廃止の理由 | |
| <input type="checkbox"/> | その他 | | | 廃止の時期 | |
| その他の内容 | | | | | |

| | | | | |
|--|---|---|---|---------------------------------|
| 終期設定 平成 45 年度 <small>※本補助金の30年間継続が前提となった再建計画をもとに特定調停が成立しており、会社の自立的経営が実現するまで、公的施設の管理運営費を負担する必要がある。</small> | → | <input type="checkbox"/> 終期到来により廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討 | → | 次回チェック年度(予定) 平成 22 年度 |
|--|---|---|---|---------------------------------|

(7) 財政局のコメント(今後の課題等)

「今後の方向性」のとおり、補助を継続することが適当である。

補助金等見直しチェックシート

(1) 補助内容

| | | | | | |
|-----------------|---|---|--|-------------------------------------|--|
| 番 号 | 2 | 所 管 | 計画調整局開発調整部民間開発促進担当 | | |
| 名 称 | 大阪ドーム公的施設管理運営補助金 | | | | |
| 交付先 | 株式会社大阪シティドーム | | | | |
| 交付目的 | ドーム外周に設置された公的施設(外周デッキ)の管理運営を実施する株式会社大阪シティドームに対し、管理運営に係る経費に関し補助するものであり、大阪ドームの公的機能維持を目的とする。また、株式会社大阪シティドームは会社更生法に基づく手続きを経て現在に至っているが、その際に同補助金の継続を基本確認書(本市、オリックス及び更生管財人の3者で締結)で定めている。 | | | | |
| 事業の概要 | 対象者: 株式会社大阪シティドーム 補助対象の範囲: ドーム外周デッキの施設管理運営費 上限額: 当該年度の予算の範囲内 | | | | |
| 積算根拠 (前年度実績) | 補助対象経費: 41,645千円(管理運営費) ・施設に係る光熱水費2,481千円(エレベーター・エスカレーターに係る電気代) ・施設の保守管理費等39,164千円 (エレベーター・エスカレーターの保守管理費及びデッキの清掃管理費・警備費・植栽管理費等) | | | | |
| 事業開始年度 | 平成13年度 | 交付方法 | 通常払 | | |
| 根拠規定等 | 法律 <input type="checkbox"/> | 条例 <input type="checkbox"/> | 規則 <input type="checkbox"/> | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/> | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 法律・条例の名称 | | | | | |
| 補助率(%) (前年度実績) | 100%(上限予算額) | (約94%)=補助金額(39,096千円)÷補助対象額(41,645千円)×100 | | | |
| 他の公的補助の有無 | 国 <input type="checkbox"/> | 府 <input type="checkbox"/> | 本市のみ <input checked="" type="checkbox"/> | | |
| 交付先の分類 | 各種団体 | | | | |
| 性質別分類 | 施設運営費補助 | | | | |
| 公 募 | 有(提案型) <input type="checkbox"/> | 有(対象を募集) <input type="checkbox"/> | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | | |
| 市民の参画 | 有 <input type="checkbox"/> | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | | | |

(2) 直近の見直し状況

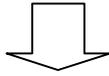
| | |
|--------|----|
| 見直した時期 | なし |
| 内 容 | |

(3) ガイドライン項目の遵守状況

| 「補助金等のあり方に関するガイドライン」記載項目 | 不適 | その理由と今後の対応について |
|--|-------------------------------------|--|
| 1 (団体運営費補助、施設運営費補助、市独自のその他事業費補助について) 補助率は補助対象経費の1/2以下である | <input checked="" type="checkbox"/> | 会社更生手続きを行うにあたり、本市、オリックス及び更生管財人で締結した基本確認書において、ドーム機能及び公共性の維持がなされた場合は従来からの本市支援(補助金等)を継続することが定められており、その定めに基づいて公的施設の管理運営費を負担する必要がある。 |
| 2 委託や直接執行などへ切り替える必要はなく、補助金等としての支出が適している | <input type="checkbox"/> | |
| 3 (団体運営費補助、施設運営費補助について) 団体(施設)としての収入確保および効率的な運営への努力が十分なされている | <input type="checkbox"/> | |
| 4 交付先を決定するために、公募制を導入している | <input checked="" type="checkbox"/> | ドームの外周デッキは津波の広域避難場所にも指定されており、極めて公共性の高い施設であり、ドーム外周デッキを管理運営する株式会社大阪シティドームを交付先としている。 |
| 5 団体が行う同一事業に対し、他の所管局と別々に補助していない | <input type="checkbox"/> | |
| 6 繰越金の有無など交付団体の財務状況からみて、補助は適当である | <input checked="" type="checkbox"/> | 平成19年3月31日現在の利益剰余金は523百万円である。しかし、会社更生手続きを行うにあたり、本市、オリックス及び更生管財人で締結した基本確認書において、ドーム機能及び公共性の維持がなされた場合は従来からの本市支援(補助金等)を継続することが定められており、その定めに基づいて公的施設の管理運営費を負担する必要がある。 |
| 7 交付先に対し直接補助を行っている(再補助を行っていない) | <input type="checkbox"/> | |

(4) 補助効果の検証

| | |
|--------|--|
| 効果測定方法 | ドーム外周デッキの役割である「回遊性を高める歩行者ネットワーク及び立体的な歩車分離の形成」や「混雑時の歩行者流動性及び都市防災性の確保」に関する検証 |
| 達成状況 | ドーム外周デッキが適切に管理され、ドーム隣接施設とのネットワーク及び歩車分離が形成され、ドームでのイベント時に大量に発生する歩行者の円滑な流動確保や「東南海・南海地震防災対策推進計画」において津波発生時の広域避難場所として指定されるなど、ドーム外周デッキの役割を果たしている。 |



| 効果の評価 | 理由 |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 十分効果をあげている <input type="checkbox"/> 一定の効果をあげている <input type="checkbox"/> 効果に疑問がある <input type="checkbox"/> その他 | 本補助金によりドーム外周デッキが適切に管理され、ドーム隣接施設とのネットワーク及び歩車分離が形成され、ドームでのイベント時に大量に発生する歩行者の円滑な流動確保や「東南海・南海地震防災対策推進計画」において津波発生時の広域避難場所として指定されるなど、ドーム外周デッキの役割を十分果たしている。 |

(5) ガイドラインにおける基本的視点の再チェック

| 基本的視点 | | 適 | 不適 | 説明 |
|-------|---|-------------------------------------|--------------------------|---|
| 1 | 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ドームの外周デッキは津波の広域避難場所にも指定されており、極めて公益性の高い施設である。収益を得られないこの施設を民間企業で適正に管理運営するにあたり、当該補助金が必要である。 |
| 2 | 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 会社更生手続きを行うにあたり、本市、オリックス及び更生管財人で締結した基本確認書において、ドーム機能及び公共性の維持がなされた場合は従来からの本市支援(補助金等)を継続することが定められており、その定めに基づいて公的施設の管理運営費を負担することは妥当である。 |
| 3 | 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 本市による支援策として補助金交付という手法をとっている。本市、オリックス及び更生管財人の3者で締結した基本確認書において本補助金の継続が盛り込まれ、この基本確認書を前提にした会社更生計画が遂行され現在に至っている。 |
| 4 | 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ドームの外周デッキは津波の広域避難場所にも指定されており、極めて公共性の高い施設である。補助金の交付先である株式会社大阪シティドームは、このように公共性の高い施設の運営主体であるとともに、本市、オリックス及び更生管財人の3者で締結した基本確認書において本補助金の継続が盛り込まれ、この基本確認書を前提にした会社更生計画が遂行され現在に至っていることから、交付先として適正である。 |

(6) 今後の方向性

| <input checked="" type="checkbox"/> 現行のまま補助を継続 | → | 見直しの内容 | 見直しの時期 | | | | | | | |
|---|--------------------------|-------------------------------------|-----------|---------|--------------------------|-------------------------------------|---|---|--------------|----------|
| <input type="checkbox"/> 見直したうえで継続 | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 廃止する | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 | | | | | | | | | | |
| その他の内容 | | 廃止の理由 | 廃止の時期 | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <th>終期設定</th> <th>終期到来により廃止</th> <th>終期到来時に再検討</th> </tr> <tr> <td>平成 ※ 年度</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </table> | 終期設定 | 終期到来により廃止 | 終期到来時に再検討 | 平成 ※ 年度 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | ⇒ | <table border="1"> <tr> <th>次回チェック年度(予定)</th> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> </tr> </table> | 次回チェック年度(予定) | 平成 22 年度 |
| 終期設定 | 終期到来により廃止 | 終期到来時に再検討 | | | | | | | | |
| 平成 ※ 年度 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | | | | | | | | |
| 次回チェック年度(予定) | | | | | | | | | | |
| 平成 22 年度 | | | | | | | | | | |

※会社更生手続きを行うにあたり、本市、オリックス及び更生管財人で締結した基本確認書において、ドーム機能及び公共性の維持がなされた場合にオリックス又はオリックスの関連会社がドームの所有権を保有し続けている間は従来からの本市支援(補助金等)を継続することが定められており、その定めに基づいて本補助金を交付する必要がある。

なお、所有権取得後5年を経過した後(平成23年9月1日以降)に本市に寄付を申し出ることができるが、申し出以降もオリックス又はオリックスの関連会社が所有権を保有し続ける場合は、同様の方針で再度オリックスと協議を行うことになっている。

(7) 財政局のコメント(今後の課題等)

「今後の方向性」のとおり、補助を継続することが適当である。

補助金等見直しチェックシート

(1) 補助内容

| | | | | | |
|-----------------|---|--|--|---------------------------------------|--|
| 番 号 | 3 | 所 管 | 計画調整局開発調整部民間開発促進担当 | | |
| 名 称 | 大阪ドームアマチュアスポーツ施設利用に対する補助金 | | | | |
| 交付先 | 株式会社大阪シテイドーム | | | | |
| 交付目的 | アマチュアスポーツの振興に寄与するアリーナ貸館事業を実施する株式会社大阪シテイドームに対し、正規使用料との差額を補助するものであり、大阪ドームでのアマチュアスポーツ振興を目的とする。また、株式会社大阪シテイドームは会社更生法に基づく手続きを経て現在に至っているが、その際に同補助金の継続を基本確認書(本市、オリックス及び更生管財人の3者で締結)で定めている。 | | | | |
| 事業の概要 | 対象者: 株式会社大阪シテイドーム 補助対象の範囲: 大阪ドームアリーナをアマチュアスポーツに利用する際に補助事業者が徴収した使用料と、正規使用料との差額の2分の1を補助する。ただし、アマチュアスポーツ施設利用にかかる正規アリーナ使用料金の合計の3分の1を限度とし、かつ、補助事業に係る当該年度予算の範囲内とする。 | | | | |
| 積算根拠 (前年度実績) | ①基本料金合計: 259,200千円 ②実収料金合計: 33,207千円 (①-②)/2=112,997千円 > ①/3=86,400千円 > 年度予算85,867千円 ⇒補助交付額 85,867千円 | | | | |
| 事業開始年度 | 平成13年度 | 交付方法 | 通常払 | | |
| 根拠規定等 | 法律 <input type="checkbox"/> | 条例 <input type="checkbox"/> | 規則 <input type="checkbox"/> | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/> | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 法律・条例の名称 | | | | | |
| 補助率(%) (前年度実績) | $\frac{1}{2}$ (上限予算額) 正規使用料の $\frac{1}{3}$ 上限 | (約33%)=補助金額(85,867千円)÷補助対象額(259,200千円)×100 | | | |
| 他の公的補助の有無 | 国 <input type="checkbox"/> | 府 <input type="checkbox"/> | 本市のみ <input checked="" type="checkbox"/> | | |
| 交付先の分類 | 各種団体 | | | | |
| 性質別分類 | 事業費補助(イベント、大会等事業) | | | | |
| 公 募 | 有(提案型) <input type="checkbox"/> | 有(対象を募集) <input type="checkbox"/> | | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | |
| 市民の参画 | 有 <input type="checkbox"/> | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | | | |

(2) 直近の見直し状況

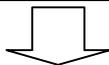
| | |
|--------|----|
| 見直した時期 | なし |
| 内 容 | |

(3) ガイドライン項目の遵守状況

| 「補助金等のあり方に関するガイドライン」記載項目 | 不適 | その理由と今後の対応について |
|--|-------------------------------------|--|
| 1 (団体運営費補助、施設運営費補助、市独自のその他事業費補助について) 補助率は補助対象経費の1/2以下である | <input type="checkbox"/> | |
| 2 委託や直接執行などへ切り替える必要はなく、補助金等としての支出が適している | <input type="checkbox"/> | |
| 3 (団体運営費補助、施設運営費補助について) 団体(施設)としての収入確保および効率的な運営への努力が十分なされている | <input type="checkbox"/> | |
| 4 交付先を決定するために、公募制を導入している | <input checked="" type="checkbox"/> | アマチュアスポーツの振興に寄与するアリーナ貸館事業を実施している株式会社大阪シテイドームを交付先としている。 |
| 5 団体が行う同一事業に対し、他の所管局と別々に補助していない | <input type="checkbox"/> | |
| 6 繰越金の有無など交付団体の財務状況からみて、補助は適当である | <input type="checkbox"/> | |
| 7 交付先に対し直接補助を行っている(再補助を行っていない) | <input type="checkbox"/> | |

(4) 補助効果の検証

| | |
|--------|--|
| 効果測定方法 | アマチュアスポーツのイベント数及び実施日数 |
| 達成状況 | アマチュアスポーツの振興が図れている。 平成17年度イベント数:16回 ⇒ 平成18年度イベント数:18回 平成17年度実施日数:33日 ⇒ 平成18年度実施日数:34日 (参考 平成17年度実施:132,600人 ⇒ 平成18年度集客数:139,940人) |



| 効果の評価 | 理由 |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 十分効果をあげている <input type="checkbox"/> 一定の効果をあげている <input type="checkbox"/> 効果に疑問がある <input type="checkbox"/> その他 | <input checked="" type="checkbox"/> 毎年、年間イベント回数約20回、実施日数約35日を維持しており、アマチュアスポーツ振興に十分な効果をあげている。 |

(5) ガイドラインにおける基本的視点の再チェック

| 基本的視点 | 適 | 不適 | 説明 |
|---|-------------------------------------|--------------------------|--|
| 1 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | アマチュアスポーツの振興を図るために必要である。 |
| 2 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 株式会社大阪シティドームにおいて施設利用者からの徴収使用料に関する統一的な基準を作成しておらず、今後はより適正な補助金交付を行うために基準作成等の協議を進める必要があるが補助金額については大阪ドームアリーナをアマチュアスポーツに利用する際に補助事業者が徴収した使用料と、正規使用料との差額の2分の1とし、かつアマチュアスポーツ施設利用にかかる正規アリーナ使用料金の合計の3分の1を限度としているため妥当である。 |
| 3 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 当該補助の交付により、アマチュアスポーツに対する施設利用費を低価格で市民に提供することが可能になり、アマチュアスポーツの振興を図る上で有効である。 |
| 4 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ドームでは、プロ野球・アマチュアスポーツ、音楽イベント等の多数の市民が集うイベントが開催されている。特に、アマチュアスポーツの振興事業は公共性が高く、競技種目や天候・季節などに左右されることなく広く市民にドーム施設を提供している。補助金の交付先である株式会社大阪シティドームは、このように公共性の高い施設の運営主体であるとともに、本市、オリックス及び更生管財人の3者で締結した基本確認書において本補助金の継続が盛り込まれ、この基本確認書を前提にした会社更生計画が遂行され現在に至っていることから、交付先として適正である。 |

(6) 今後の方向性

| | | | |
|--|---|--------|--------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 現行のまま補助を継続 | → | 見直しの内容 | 見直しの時期 |
| <input type="checkbox"/> 見直したうえで継続 | | | |
| <input type="checkbox"/> 廃止する | | 廃止の理由 | 廃止の時期 |
| <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| その他の内容 | | | |

| | | | | |
|---------|---|---|---|--------------|
| 終期設定 | ⇒ | <input type="checkbox"/> 終期到来により廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討 | ⇒ | 次回チェック年度(予定) |
| 平成 ※ 年度 | | | | 平成 22 年度 |

※会社更生手続きを行うにあたり、本市、オリックス及び更生管財人で締結した基本確認書において、ドーム機能及び公共性の維持がなされた場合にオリックス又はオリックスの関連会社がドームの所有権を保有し続けている間は従来からの本市支援(補助金等)を継続することが定められており、その定めに基づいて本補助金を交付する必要がある。

なお、所有権取得後5年を経過した後(平成23年9月1日以降)に本市に寄付を申し出ることができるが、申し出以降もオリックス又はオリックスの関連会社が所有権を保有し続ける場合は、同様の方針で再度オリックスと協議を行うことになっている。

(7) 財政局のコメント(今後の課題等)

「今後の方向性」のとおり、補助を継続することが適当である。

補助金等見直しチェックシート

(1) 補助内容

| | | | | | |
|-----------------|--|--|-------------------------------|---------------------------------------|--|
| 番号 | 4 | 所管 | 計画調整局計画部鉄道網計画担当 | | |
| 名称 | 地下駅火災対策施設整備事業費補助金 | | | | |
| 交付先 | 民鉄線既存駅の改良整備・保有を業務とする法人 | | | | |
| 交付目的 | 地下駅火災対策施設整備事業に要する経費の一部を本市が補助することにより、地下駅の火災対策施設の整備を行い地下駅利用者の安全の向上を図る | | | | |
| 事業の概要 | 地下鉄道の火災対策基準に適合していない大阪市内の地下駅(6駅)の火災対策として、民鉄線既存駅の改良整備・保有を業務とする地方公共団体の出資又は拠出に係る法人に対して補助金を交付し、当該法人が排煙設備の整備を実施し、当該施設を鉄道事業者に貸し付ける。 | | | | |
| 積算根拠 (前年度実績) | 補助対象経費 185,821,410円 補助金額 補助対象経費 × 1/6 = 30,970,235円 | | | | |
| 事業開始年度 | 平成17年度 | 交付方法 | 通常払(補助金額確定後) | | |
| 根拠規定等 | 法律 <input type="checkbox"/> | 条例 <input type="checkbox"/> | 規則 <input type="checkbox"/> | 契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/> | 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 法律・条例の名称 | | | | | |
| 補助率(%) (前年度実績) | 1/6 | 約16.7% = 補助金額(30,970,235円) / 補助対象額(185,821,410円) × 100 | | | |
| 他の公的補助の有無 | 国 <input checked="" type="checkbox"/> | 府 <input checked="" type="checkbox"/> | 本市のみ <input type="checkbox"/> | | |
| 交付先の分類 | 外郭団体のうち報告団体 | | | | |
| 性質別分類 | 事業費補助(施設整備事業に対する補助) | | | | |
| 公募 | 有(提案型) <input type="checkbox"/> | 有(対象を募集) <input type="checkbox"/> | | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | |
| 市民の参画 | 有 <input type="checkbox"/> | 無 <input checked="" type="checkbox"/> | | | |

(2) 直近の見直し状況

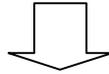
| | |
|--------|----|
| 見直した時期 | なし |
| 内容 | |

(3) ガイドライン項目の遵守状況

| 「補助金等のあり方に関するガイドライン」記載項目 | 不適 | その理由と今後の対応について |
|--|-------------------------------------|--|
| 1 (団体運営費補助、施設運営費補助、市独自のその他事業費補助について) 補助率は補助対象経費の1/2以下である | <input type="checkbox"/> | |
| 2 委託や直接執行などへ切り替える必要はなく、補助金等としての支出が適している | <input type="checkbox"/> | |
| 3 (団体運営費補助、施設運営費補助について) 団体(施設)としての収入確保および効率的な運営への努力が十分なされている | <input type="checkbox"/> | |
| 4 交付先を決定するために、公募制を導入している | <input checked="" type="checkbox"/> | 国の地下駅火災対策施設整備事業費補助交付要綱により、交付先が「民鉄線既存駅の改良整備・保有を業務とする地方公共団体の出資又は拠出に係る法人」に限定されている |
| 5 団体が行う同一事業に対し、他の所管局と別々に補助していない | <input type="checkbox"/> | |
| 6 繰越金の有無など交付団体の財務状況からみて、補助は適当である | <input type="checkbox"/> | |
| 7 交付先に対し直接補助を行っている(再補助を行っていない) | <input type="checkbox"/> | |

(4) 補助効果の検証

| | |
|--------|--|
| 効果測定方法 | 地下駅火災対策(排煙設備整備)の実施駅数 平成20年度までに6駅 |
| 達成状況 | 平成18年度まで 完了駅数3駅 平成19年度まで 完了駅数6駅(予定) |



| 効果の評価 | | 理由 |
|-------------|-------------------------------------|--|
| 十分効果をあげている | <input checked="" type="checkbox"/> | 当初は平成20年度までに6駅を整備する予定であったが、これを上回る進捗をあげ、平成19年度末には大阪市内の地下駅火災対策(排煙設備整備)全6駅が完了する見込である。 |
| 一定の効果をあげている | <input type="checkbox"/> | |
| 効果に疑問がある | <input type="checkbox"/> | |
| その他 | <input type="checkbox"/> | |

(5) ガイドラインにおける基本的視点の再チェック

| 基本的視点 | | 適 | 不適 | 説明 |
|-------|---|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 1 | 「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる) | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | 対象となる地下駅火災対策が平成19年度末で完了するため。 |
| 2 | 「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 国の定めた補助制度に基づき、本市としても対象経費、補助率を本市補助要綱に明記した上で、国、大阪府と協調して補助を行っており、妥当である。 |
| 3 | 「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 地下駅火災対策が進捗しており補助効果がある。民間事業者の鉄道駅改良を行うものであり、国の制度上からも補助が唯一適当である。 |
| 4 | 「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 国の制度上、また本市要綱でも地下鉄道の火災対策基準に適合しない駅を対象と定めており、公平かつ適正である。 |

(6) 今後の方向性

| | | | |
|--|---|--------|--|
| <input type="checkbox"/> 現行のまま補助を継続 | → | 見直しの内容 | |
| <input type="checkbox"/> 見直したうえで継続 | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 廃止する | | 見直しの時期 | |
| <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| その他の内容 | | 廃止の理由 | 地下駅火災対策補助の対象となる6駅の改良整備が平成19年度末で完了するため廃止する。 |
| | | 廃止の時期 | 平成20年度 |

| | | | | |
|---------|---|---|---|--------------|
| 終期設定 | ⇒ | <input checked="" type="checkbox"/> 終期到来により廃止 | ⇒ | 次回チェック年度(予定) |
| 平成 19年度 | | <input type="checkbox"/> 終期到来時に再検討 | | 平成 年度 |

(7) 財政局のコメント(今後の課題等)

| |
|------------------------------|
| 「今後の方向性」のとおり、円滑な事業の収束に努めること。 |
|------------------------------|